

	トの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 - ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動等を行うものとする。 ・当該施設を牛のほ育育成経営部門の外部化のために用いる場合は、すでに牛のほ育育成を目的として管理運営されている公共牧場内に当該施設を整備することはできないものとする。 ・当該施設を地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 導入家畜等の隔離又はオールアウト等による空舎期間の確保のための一時的な利用に限定されること。 (b) 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 (c) 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあつては、事業実施主体は、対象施設、利用期間、利用料等に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に利用させるものとする。 (d) 当該施設の規模は、地域の家畜導入状況や家畜飼養規模からみて必要最小限のものとする。 ・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
フリーストール牛舎	・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ(b)の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。 (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。

	(a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 - ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 ・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
ミルクングパーラー	・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ (b) の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。 (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 - ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析

	及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 ・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
ウインドレス鶏舎	・閉鎖型で無窓構造の高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためのものに限る。 ・事業実施主体は、農業者で構成されており、かつ、農業者の組織する団体又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないこと。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) 農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 - ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。この場合、畜産経営は5名以上で構成されるものとする。 - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。
ふ卵施設	・効率的な素ひな生産体制の構築のため、既存の種鶏場又はふ卵場の再編・統合を伴う施設整備であること。 ・種卵の消毒、素ひなの生産管理に係る高度な衛生管理体制を確保することによる病原性微生物の汚染防止等を図り、素ひなの安定供給、供給農家における衛生水準の向上等に資するものであること。 ・事業実施主体は、農業者で構成されており、かつ、農業者の組織する団体又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないこと。
放牧利用施設	

畜舎等と一体的に整備する設備	・ 畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー、ウインドレス鶏舎及びふ卵施設と合わせて整備するものとする。 ・ 整備する設備は生産行程に直接にかかわり、かつ畜舎等に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は畜舎等で行われる生産行程の在り方の本質にかかわるものとする。 ・ 生産物を一時的に保管する設備については対象としないものとする。
畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設	・ 畜舎、フリーストール牛舎、ミルクパーラー、ウインドレス鶏舎及びふ卵施設と合わせて整備するものとする。 ・ この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水（ミルクパーラーに係るものを含む。）について適切な処理が行われるよう特に留意する。
飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等	・ 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(1)のただし書の生産局長等が別に定める自給飼料関連施設は、「飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等」とし、公共牧場運営基盤整備と一体的に実施できるものとする。 ・ 放牧利用条件整備と一体的に整備する牛舎等については、新築に伴う不要施設の撤去、構造変更に伴う改修及び飼料規模の拡大に対応した増築を含むことができるものとする。
自給飼料関連施設	・ 施設の管理について、次の条件を満たすものとする。なお、ヘルパー組織等の統合に用いる場合においても同様とする。 (a) 当該施設は、次の条件を満たしている場合には、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。 - i 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。 - ii 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。 - iii 複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあつては、事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。 ・ 施設用地の造成整備を含む。（飼料給与設計用電算施設は除く。） ・ 施設と一体的に整備される機械装置を含む。
混合飼料調製・供給施設	・ 混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。 ・ 飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉碎機等の整備を含む。
混合飼料貯蔵・保	・ 混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用

管庫	計画を作成するものとする。 飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉碎機等の整備を含む。
飼料作物収穫調製 貯蔵施設	
単味飼料貯蔵施設	飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉碎機等の整備を含む。
地域未利用資源調 製貯蔵施設	
家畜排せつ物処理 施設	
飼料生産・調製・ 保管施設	飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉碎機等の整備を含む。
管理棟	
飼料給与設計用電 算施設	自給飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限る。
家畜改良増殖関連 施設	
きゅう舎	
畜舎	
鶏舎	
飼料給与施設	
解体処理施設	
冷蔵冷凍施設	
受精卵処理、採卵 及び移植室	
肉質等分析施設	
人工授精処理施設	

衛生検査施設	
能力調査施設	
隔離検疫豚舎	
隔離検疫鶏舎	
畜産新技術実用化施設	
ふ卵施設	
その他家畜改良増殖又は畜産新技術の取組のための必要な機械器具	
附帯施設	
畜産周辺環境影響低減施設	・ 畜産に起因する悪臭及び排水を処理する施設として、畜舎又は堆肥舎等に対して設置する脱臭施設及び浄化处理施設とする。 ・ 施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 (a) 整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b) 受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。
脱臭施設	・ 畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
浄化处理施設	・ 畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
一体的に整備する設備	・ 脱臭施設又は浄化处理施設と一体的に整備するものとする。 ・ 整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化处理施設の適正な管理に必要な施設とする。

I-2 産地合理化の促進

要綱別表1のIのメニューの欄の2の取組を行う場合は、以下に定めるところによるものとする。

第1 取組の概要

1 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稲、麦、大豆等）の取組

複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編や従前に補助事業で導入した施設・設備の機能又は能力の高度化による施設の効率的な管理・運営等の取組を推進するため、水田フル活用ビジョン等に基づき、今後、新規需要米、加工用米、麦、大豆等の大幅な増産が見込まれる地域において、主食用米と新規需要米の区分集荷・保管や水稻専用施設の大豆との汎用利用のために必要な改修等を支援。

また、担い手が主体となった主食用米等の戦略的販売を推進する観点から、担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与等に取り組むことで、地域単位で効率的な施設運営を目指す地域において、多様なニーズに対応した小ロット貯蔵の実現、通年安定供給に資する品質分析・管理機能の向上等のために必要な改修等を支援。

本取組においては、米、麦、大豆等の乾燥調製・保管に係る乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設又は集出荷貯蔵施設の再編を行うことができるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の（1）のアからエまでに定める再編利用計画等を作成しなければならない。

その際、都道府県は、「地域における穀類乾燥貯蔵施設等の再編利用の取組の推進について」（平成26年2月26日付け25生産第3219号生産局農産部穀物課長通知）により、地域における新規需要米等の作付動向、複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等の配置や利用状況等を踏まえ、施設の再編利用を重点的に進める重点再編地域を選定することができるものとする。

（1の都道府県につき各年度3地域を上限とする。）

2 集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）の取組

野菜、果樹、花きの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、複数の既存の施設を再編合理化すること等により、効率的かつ低廉に流通コストの低減等を図るための当該施設の改修等を支援。

本取組においては、野菜、果樹又は花きの集出荷貯蔵又は処理加工に係る施設であって、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の再編を行うことができるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の（2）のアからエまでに定める再編利用計画等を作成しなければならない。

3 農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組

複数の既存の荒茶加工施設等を有し、今後、茶の計画的な生産、加工の強化に取り組む地域において、加工コストの低減等を図るための当該施設の再編に向けた改修等を支援。

本取組については、茶の加工に係る施設であって、荒茶加工施設、仕上茶加工施設の再編を行うことができるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の（3）のアからエまでに定める再編利用計画等を作成しなければならない。

4 食肉等流通体制再編整備の取組

食肉等の流通・処理施設の再編に取り組む地域において、既存の施設を再編合理化することにより、効率的な施設利用体制や衛生的で高度な処理体制の構築等を図るための当該施設の整備を支援。

本取組においては、食肉等の流通・処理に係る食肉等流通処理施設（食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び家畜市場）の再編を行うことができるものとする。この場合、事業実施主

体においては、第2の6の(4)のアからエまでに定める再編合理化計画等を作成しなければならない。

5 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の取組

さとうきび、てん菜又はでん粉原料いもの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編合理化計画の策定を要件として、製造コストの削減及び既存の当該施設の安定操業を図るための当該施設の再編合理化を支援。

本取組においては、施設利用体制や集荷体制の再構築に取り組む以下の国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編合理化を促進するため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の(5)のアからエまでに定める再編合理化計画等を作成しなければならない。

(1) 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備

ア 国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編（再編による稼働率の向上に向けた施設等の新設又はこれに伴う設備の移設を含む。以下同じ。）

イ 国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄

(2) 国内産糖・国内産いもでん粉工場の合理化（地域における国内産糖・国内産いもでん粉工場の稼働率の向上に向けた既存工場の廃棄。以下同じ。）

国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄

6 乳業再編等整備の取組

国産の牛乳・乳製品の安定供給に取り組む地域において、生乳流通コストの低減等を図るとともに、効率的かつ衛生的な乳業者を育成するため、集送乳の拠点となる貯乳施設の集約化、乳業施設の再編・合理化及びこれと一体的に行う高度な衛生管理水準を備えるための整備等を支援。

本取組においては、集乳及び乳業の再編合理化を促進するため、次に掲げる施設の整備を実施できるものとする。この場合、事業実施主体においては、第2の6の(6)のアからエまでに定める再編合理化計画等を作成しなければならない。ただし、産地活性化総合対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10890号農林水産省生産局長通知）のVの(VI)のaにより再編実行計画が作成されている場合は、当該再編実行計画を再編合理化計画とみなして扱うことができるものとする。

(1) 効率的乳業施設整備

ア 乳業工場（牛乳乳製品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第2条第3項に規定する牛乳、同条第11項に規定する加工乳及び同条第12項に規定する乳製品（アイスクリーム類及び調製粉乳を除く。）をいう。以下同じ。）及び牛乳乳製品の製造に伴って生産されるもの又はその構成要素を抽出したものを製造する工場をいう。以下同じ。）の施設等の新設又は増設（当該施設等の新設又は増設に伴う設備の移設を含む。以下「新設等」という。）。)

イ アと一体的に行う環境・衛生問題等に配慮した高度な乳業工場の施設等の整備（以下「環境・衛生等整備」という。）。)

ウ 乳業の再編合理化に資するための乳業工場の廃棄等。

(2) 集送乳合理化等推進整備

ア 大型貯乳施設整備

集送乳の合理化を推進するため、既存の生乳の貯乳機能を有する施設又は設備（生乳を生産者から直接搬入している乳業工場を含む。以下「貯乳施設等」という。）を廃棄し、大規模な生乳の貯乳機能を有する施設又は設備（以下「大型貯乳施設等」という。）の整

備。

イ 需給調整拠点施設整備

生乳の広域流通に対応した需給の円滑な調整に資するため、余剰生乳処理機能を有する拠点施設又は設備（以下「需給調整拠点施設等」という。）の整備。

第2 取組の実施基準等

1 事業の実施基準

- (1) 事業実施計画は、関係者をはじめとした地域住民の合意を得たものであること。
- (2) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (3) 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、「強い農業づくり交付金の配分基準について」（平成17年4月1日付け16生産第8451号農林水産省大臣官房国際部長、農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長通知。以下「配分基準通知」という。）に定めた成果目標の達成のための推進活動が行われているものとする。
- (4) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- (5) 要綱別表1のIのメニューの欄の2の(1)から(3)までの整備事業を実施した事業実施主体は、要綱第11の6にかかわらず、以下の施設等については、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。
- (6) 産地基幹施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- (7) 受益農業従事者が、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- (8) 都道府県知事は、要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実施した結果、整備事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（アからエまでに掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式2号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用、集出荷貯蔵施設等再編利用及び農産物処理加工施設等再編利用の取組においては、施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合、また農産物処理加工施設において、収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

イ 食肉等流通体制再編整備の取組においては、事業により整備した施設等の処理数量（取引頭数）又は処理経費（取引経費）が当初の事業実施計画に対し、80%未満の状況が3年間継続している場合

ウ 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備及び乳業再編等整備の取組においては、

事業により整備した施設等の処理数量又は処理経費が当初の事業実施計画に対し、80%未満の状況が3年間継続している場合

- (9) 整備事業で実施する産地基幹施設は、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (10) 産地基幹施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

- (11) 産地基幹施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

- (12) 産地基幹施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

イ 必要に応じ、施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

- (13) 産地基幹施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、要綱及び本要領に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

- (14) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として産地基幹施設を整備する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（これらの者及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。

ウ 当該施設の受益農業従事者数は、原則として、5名以上とする。

エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- (15) 果樹について、当該都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済引き受けが行われている場合にあっては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均

以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれること。

- (16) うんしゅうみかん及びりんごを対象とする場合については、果樹農業好循環形成総合対策等実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知）第2の2に基づき、需給調整の適切な推進のため、生産出荷目標の配分を受けている地域において優先的に実施するよう配慮するものとする。

- (17) 海外に向けた販路拡大に係る整備事業を実施する場合にあつては、事業実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあつては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれること。

- (18) 稲、麦、大豆、果樹及び野菜を対象とした整備事業を実施する事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の事業実施主体あたりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月農林水産省生産局）における取組事項の内容を含むものとする。（注）農業生産工程管理（GAP）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことをいう。

- (19) 乳業再編等整備に取り組む場合については、事業を実施する都道府県において作成された酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下「酪振法」という。）第2条の3に基づく酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画等との整合性が図られていること。

- (20) 乳業再編等整備のうち地域における生乳の集送乳の効率化に係る事業に取り組む場合については、事業計画に定める内容が「集送乳の合理化の推進について」（平成17年5月17日付け17生畜第459号農林水産省生産局長通知）に基づき加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第6条に基づき指定を受けた生乳生産者団体が策定した集送乳の合理化に係る推進計画（以下「推進計画」という。）に即しているものであること。

- (21) 本対策により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

2 事業実施主体

- (1) 次に掲げる者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

ア 農事組合法人

イ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

ウ 特定農業団体

- エ その他農業者の組織する団体
- オ 事業協同組合
- カ 事業協同組合連合会

(2) 要綱別表 1 の I の事業実施主体の欄の 2 の (7) の特認団体は、次のとおりとする。

ア 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

(3) 要綱別表 1 の I の事業実施主体の欄の 2 の (11) の生産局長等が別に定める乳業再編等協議会（以下「再編等協議会」という。）は、次のアからウまでの要件を全て満たすものとする。

ア 乳業者（酪振法第 2 条第 2 項の乳業を行う者をいう。以下同じ。）であって、次に掲げるいずれかの者に該当するものが構成員となっていること。

（ア）複数の乳業者が合併し、設立した法人（契約の締結等により合併が確実であると認められる合併前の乳業者を含む。）（以下「合併後法人」という。）

（イ）複数の乳業者の出資により設立された法人又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）の規定に基づき設立される団体

（ウ）複数の乳業者と乳業工場の再編と併せた生乳の処理若しくは加工の受委託に関する契約又は営業譲渡契約を締結し、乳業工場の新設・廃棄等を行う乳業者

（エ）学校給食用牛乳の供給を行っている乳業者であって、直近の年間生乳処理量に占める学校給食用牛乳向け生乳処理量の割合がおおむね 3 割以上である者

イ 再編等協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした再編等協議会の運営等に係る規約（以下「再編等協議会規約」という。）が定められていること。

ウ 再編等協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

3 交付率

(1) 要綱別表 1 の I の交付率の欄の 2 のただし書の生産局長等が別に定める場合は、対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合とし、交付率を事業費の 10 分の 6 以内とする。

(2) 要綱別表 1 の I の交付率の欄の 2 のただし書の生産局長等が別に定める場合は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の 3 分の 1 以内とするものとする。

ア 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合

イ 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合

ウ 食肉等流通体制再編整備のうち、食鳥処理施設の衛生管理施設、ハラル対応施設、動物福祉対応施設、環境保全施設（堆肥化施設のうち汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものを含む。）、T S E 対応施設及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）並びに鶏卵処理施設の殺菌装置及び

洗浄装置以外を整備する場合。家畜市場にあつては、環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外を整備する場合

- (3) 要綱別表1のIの交付率の欄の2のただし書の生産局長等が別に定める場合は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の2分の1以内とする。

ア 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備のうち国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編を行う場合

イ 集送乳合理化等推進整備の大型貯乳施設整備事業のうち県域を越える集乳計画に基づいて貯乳設備を整備する場合

- (4) 要綱別表1のIの交付率の欄の2のただし書の生産局長等が別に定める場合は、効率的乳業施設整備を事業協同組合、事業協同組合連合会又は再編等協議会が実施する場合であつて、これらの者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない乳業者（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）第2号に適合するものを除く。以下「大手乳業者」という。）に該当する場合又はこれらの者が大手乳業者から出資を受けた場合とし、受けた出資の割合等に応じ、交付率を次のとおりとする。

ただし、合併後法人が行う乳業工場の廃棄については、当該合併前の所有者の別に応じ廃棄しようとする施設ごとに適用する。

ア 大手乳業者及び大手乳業者から資本金の額又は出資の額の総額の100分の50を超える出資を受けた第2の2の（2）のイの法人又は団体にあつては、5分の1以内

イ 大手乳業者から資本金の額又は出資の総額の100分の50以下の出資を受けた第2の2の（2）のイの法人又は団体にあつては、4分の1以内

4 採択要件等

- (1) 要綱第3の4の（1）の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は配分基準通知の別表1-1-①、1-1-②、1-2-①及び1-2-②において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定することとする。

- (2) 事業実施主体が、要綱別表1のIの採択要件の欄の2の（1）の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあつては、受益農業従事者数が3名以上であれば事業実施主体として認めることができる。

- (3) 整備事業の上限事業費

産地基幹施設の再編利用の取組にあつては、IのI-1の第2の4の（3）に掲げる額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあつては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

- (4) 要綱別表1のIの採択要件の欄の2の（5）に定める総事業費に満たない場合にあつても、要綱第3の6に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めた場合（都道府県知事は理由書を作成し、要綱第4の2に定める都道府県計画の成果目標の妥当性と併せて協議を行うものとする。）にあつては、当該事業を実施できるものとする。

- (5) 面積要件等

要綱別表1のIの採択要件の欄の2の（3）の生産局長等が別に定める事業対象作物の作付（栽培）面積は、おおむねIのI-1の第2の4の（6）に掲げる規模以上であるこ

ととする。

- (6) 要綱別表2のメニューの欄の産地合理化の推進の事業実施計画に記載すべき項目の5の生産局長等が別に定める項目は、別紙様式7号の内容に準ずるものとする。

5 補助対象基準及び補助対象要件等

- (1) 要綱別表1のIのメニューの欄の2の(1)から(4)までの取組に係る共同利用施設の補助対象基準については、IのI-1の第2の5に掲げるとおりとする。
- (2) 要綱別表1のIのメニューの欄の2の(5)の取組に係る共同利用施設の補助対象要件等は、以下のとおりとする。

ア 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備

(ア) 国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編

a 製造施設等

受入、洗浄、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、ボイラー、換気・空調、分析等に係る設備及びその他国内産糖・国内産いもでん粉製造に必要な設備の整備

b 排水処理等施設

沈砂池、嫌気池、曝気池、貯留池の整備

c 上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物、制御室（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）及びその他必要な建築物の整備

(イ) 国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄

- a 補助対象となる国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等は、国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編合理化計画において、廃棄の対象となっている国内産糖・国内産いもでん粉工場とする。

なお、廃棄に係る国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編合理化計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費についても含めることができるものとする。

b 製造施設等

(ア) の a 及び c に掲げる施設等の廃棄・撤去に要する経費（ただし、脱汁設備、分離設備、精製設備、脱水設備又は乾燥設備のいずれかを必ず含むものとする。また、他の国内産糖・国内産いもでん粉工場等への譲渡に係る経費は含めないものとする。）

c 排水処理等施設

(ア) の b に掲げる施設及び沈殿池の廃棄・撤去に要する経費並びに敷地等を掘削し、コンクリートその他で地下浸透防止措置を施している設備等を取り壊すこと等により、当該設備等敷設前の状態に埋め戻すことに要する経費（当該設備等から排水等を除去した後に残存する汚泥等の処理経費を含む。）

- d 廃棄に係る国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等の残余財産相当額の補填

(a) 補助対象は、b 及び c に掲げる国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第54条

及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。)が単価20万円以上のものに限る。)を廃棄する際に、当該施設等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。)の別表に掲げる耐用年数(以下「耐用年数」という。)に応じて旧定率法(所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。以下同じ。)又は定率法(所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。以下同じ。)により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額(以下「残余財産相当額」という。)とし、耐用年数を超えている施設等は補助対象としない。

(b) 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該国内産糖・国内産いもでん粉工場において(a)の耐用年数以上に設定されている施設等であって、かつ、(a)の要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。

(c) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

① (a)又は(b)の施設等(以下「対象施設等」という。)を取得した営業年度(当該廃棄に係る国内産糖・国内産いもでん粉工場((2)において「廃棄工場」という。)の営業年度又は事業年度等をいう。(2)において同じ。)における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

② 廃棄工場において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出(所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。)に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあつては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えている場合、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

③ 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて(a)、(b)並びに(c)の①及び②の規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

(d) 対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。ただし、再編合理化計画が策定されている場合にあつては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であつて、当該施設等に係る対価が(c)の①の規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

イ 国内産糖・国内産いもでん粉工場の合理化

国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄

補助対象は5の(2)のイの(イ)に掲げる施設等とする。

(3) 要綱別表1のIのメニュー欄の2の(6)の取組の補助対象要件等は、以下のとおりとする。

ア 効率的乳業施設整備

(ア) 乳業工場の施設整備

補助対象となる新設等を行う工場（以下「新工場」という。）は、牛乳乳製品の製造をより効果的に行うのに必要な（イ）に掲げる施設等とする。ただし、事業の用に供された所得税法施行令第6条各号又は法人税法施行令第13条各号に掲げる資産を取得してこれを乳業工場において牛乳乳製品の製造の用に供した場合における当該資産（以下「中古資産」という。）については、財務省令第3条に基づき、当該中古資産の取得から5年以上の耐用年数の設定が可能なものに限り、補助対象とすることができるものとする。

（イ）効率的乳業施設整備の補助対象となる施設等

a 機械器具設備

受乳、計量、保管・貯蔵、製造、搬送、洗浄、電気・動力、配管、給水、排水・汚水処理、ボイラー、換気・空調、試験機器類等に係る設備及びその他必要な設備

b 上屋等

機械器具設備を覆うために必要な建築物、制御棟（室）（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）及びその他必要な建築物

c その他

機械器具整備及び上屋に係る設計費及び諸経費

（ウ）効率的乳業施設整備を行う際の乳業工場の再編統合の実施条件

a 新工場の整備は、新設を行う場合にあっては3以上の、増設を行う場合にあっては2以上の既存の乳業工場の廃棄（新設及び増設のいずれにおいても、新工場の整備を行う乳業者以外の乳業者が所有するものの廃棄を含む。アにおいて同じ。）を併せて実施するものとする。この場合、併せて実施する乳業工場の廃棄に際しては、原則として、当該乳業工場の施設等の全てを廃棄するものとする。ただし、次の（a）又は（b）に掲げる場合は、新設を行うときは2以上の、増設を行うときは1以上の既存の乳業工場の廃棄の実施で足りるものとする。

（a）県域を超えた広域的な再編により生乳処理量が地域の一定水準（当該再編により新增設する乳業工場の所在する地域ブロックの乳業工場（生乳処理量が日量2t以上のものに限る。）の1工場当たりの平均生乳処理量（t/日））を超える新工場を整備する場合

（b）事業実施計画に都道府県内の過去3年間の学校給食用牛乳供給量に占める供給の割合がおおむね2割以上の乳業工場（以下「学乳2割工場」という。）が2つ含まれ、又は学乳2割工場1つと学校給食用牛乳の製造が原則として年間生乳処理量に占める学校給食用牛乳向け生乳処理量の割合がおおむね3割以上の乳業工場（以下「学乳3割工場」という。）1つが含まれる場合

b aにより大手乳業者が廃棄する乳業工場の生乳処理能力については、飲用乳処理施設にあってはおおむね日量30トン以上の規模のものを1以上含むものとし、乳製品製造施設にあってはおおむね日量30トン以上の規模のものに限る。

c 合併後法人が効率的乳業施設整備で乳業工場の施設等の新設等を行う場合における乳業工場の廃棄は、当該合併前の乳業者が有していた乳業工場を対象として行うものとする。

（エ）新工場の条件

a 新工場の生乳処理能力は、飲用乳処理施設にあっては日量10トン以上、乳製品製造施設にあっては日量300トン以上とする。

b 新工場の年間の生乳処理量は、新設の場合にあっては廃棄する乳業工場等の年

間生乳処理量（直近の過去3年の平均値。以下同じ。）の合計数量（以下「廃止工場合計数量」という。）を、増設の場合にあつては当該増設を行った既存の新工場の増設以前の年間生乳処理量と廃止工場合計数量との合計数量を超えないものとする。

- c 新工場に、その他飲料等の製造施設又は設備を併せて設置しようとする場合（牛乳乳製品の製造施設又は設備を使用してその他飲料等を製造する場合を含む。）であつて、当該新工場の施設又は設備の設置に当たり当該牛乳乳製品の製造に係る施設又は設備の設置経費が明確に区分できないときは、工事費の金額、製造数量等を勘案し、比例按分して本事業に係る補助対象経費を算出するものとする。
- d 厚生室、応接室等の牛乳乳製品の製造に関与しない施設等は、補助対象外とする。
- e 新工場の衛生管理手法は、原則として、HACCP方式（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項に規定する総合衛生管理製造過程をいう。）の承認を受けるものとする。

（オ）乳業工場の生乳処理能力

（エ）のa及びbにおける乳業工場の生乳処理能力は、飲用乳処理施設にあつては飲用牛乳の充填機的能力（牛乳については1日6時間稼働として計算した場合の能力、加工乳、発酵乳等については、直近における1日当たりの生乳使用実績数量を能力とみなし、これらの合計により算出する。）とし、乳製品製造施設にあつては以下に掲げるそれぞれの設備の生乳処理能力を合算したものとする。

- a バター製造機及びスプレードライヤー（練乳・濃縮乳を併せて製造する場合を含む。）にあつては、同設備の製造能力（時間当たりの乳製品製造量）に生乳換算係数（それぞれの設備に対応して、バター及び脱脂粉乳の生乳換算係数（12.34、6.48））及びそれぞれに10時間又は20時間（1日当たりの設備の稼働時間）を乗じて得られた数量の合計とする。
- b チーズの製造設備にあつては、同設備における過去3年の平均製造量（原料乳製品搬入量を控除したもの）にチーズの生乳換算係数（12.65）又は5年後の計画製造量（原料乳製品搬入量を控除したもの）にチーズの生乳換算係数を乗じて310日で除した数量とする。
- c 練乳の専用製造設備にあつては、その濃縮機の製造能力（時間当たりの乳製品製造量）に生乳換算係数（2.66）及び20時間（1日当たりの設備の稼働時間）を乗じて得られた数量とする。

（カ）設備の移設

廃棄する乳業工場の設備のうち引き続き利用可能なものは新工場に移設することができる。この場合、当該設備の移設に係る経費を補助対象とすることができる。ただし、第1の6の（1）のウの廃棄の経費と重複して計上できないものとする。

（キ）乳業工場を廃棄する場合の廃棄工場の条件等

a 乳業工場の廃棄

（a）補助対象となる乳業工場の施設等は、次に掲げる①及び②に該当する乳業工場とする。

- ① 牛乳乳製品を現に製造している乳業工場の施設等又は原則として前年度において牛乳乳製品の製造実績を有する乳業工場の施設等であつて、事業実施主体が作成に参画した再編合理化計画において廃棄の対象となっている乳業工場の施設等であること。

② 廃棄する乳業工場で受けている配乳の過半以上を再編合理化計画に参画している乳業者に引き継ぐ計画となっていること。

(b) 廃棄に係る乳業工場の施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編実行計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。補助対象経費には乳業工場の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費についても含めることができるものとする。

b 廃棄に係る乳業工場の設備の残余財産相当額の補填

(a) 補助対象は、別紙に掲げる乳業工場の設備（取得年月が明らかであって、その取得価額が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該設備について、耐用年数に応じて旧定率法又は定率法により減価償却を行った場合の当該設備の残余財産相当額とし、耐用年数を超えている設備は補助対象としない。

(b) 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該乳業工場において（a）の耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、（a）の要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。

(c) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

① （a）又は（b）の設備（以下「対象設備」という。）を取得した営業年度（当該廃棄に係る乳業工場（アにおいて「廃棄工場」という。）の営業年度又は事業年度等をいう。アにおいて同じ。）における当該対象設備の減価償却額は、当該対象設備を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

② 廃棄工場が、営業年度の途中において牛乳乳製品の製造を休止する場合、当該事業実施年度における対象設備の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$$

α ：減価償却額

β ：廃棄工場の当該営業年度末における減価償却見込額

γ ：廃棄工場の当該営業年度の期首から牛乳乳製品の製造休止月までの間の月数（1か月に満たない月は、これを1か月とする。）

③ 廃棄工場が、当該事業実施年度の前年度において既に牛乳乳製品の製造を休止している場合、対象設備の残余財産相当額は、当該事業実施年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。

④ 廃棄工場において、対象設備と当該対象設備についての資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象設備が耐用年数を超えている場合、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

⑤ 対象設備について資本的支出がなされ、当該対象設備が耐用年数の期間内である場合には、当該対象設備とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の

減価償却資産として区分し、それぞれについて（a）、（b）及び（c）の①から④までの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

- （d）対象設備を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。ただし、再編実行計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに設備を売却した場合であって、当該設備に係る対価が（c）の①及び②の規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

（ク）交付金要望額の上限

- a 第1の6の（1）のア及びイの事業に係る交付金の要望額の合計は、1事業実施計画当たり18億円を上限とする。
- b 第1の6の（1）のウの事業に係る交付金の要望額は、1事業実施計画当たり6千万円を上限とする。ただし、県域を越えた再編又は4工場以上の廃棄を伴う再編にあっては、7千万円を上限とする。

イ 集送乳合理化等推進整備

（ア）大型貯乳施設整備

a 大型貯乳施設等の整備

- （a）補助対象となる大型貯乳施設等は、集送乳の合理化の推進に必要な第2の5の（3）のアの（イ）に掲げる施設等とする。ただし、事業の用に供された所得税法施行令第6条各号又は法人税法施行令第13条各号に掲げる資産を取得してこれを大型貯乳施設等において生乳の貯乳又は集送乳の用に供した場合における当該資産については、財務省令第3条に基づき、当該資産の取得から5年以上の耐用年数の設定が可能なものに限り、補助対象とすることができるものとする。

なお、厚生室、応接室等の生乳の貯乳及び集送乳に関与しない施設等は補助対象外とする。

- （b）整備する大型貯乳施設等の整備は、新設を行う場合にあっては2以上の、増設を行う場合にあっては1以上の既存の貯乳施設等の廃棄を併せて実施するものとする。
- （c）整備する大型貯乳施設等の生乳の処理能力が、おおむね日量100トン以上の施設等であること。
- （d）生乳の広域流通に対応した合理的な集送乳が可能となる場所に設置されるものであること。
- （e）整備する大型貯乳施設等を既存の乳業工場の敷地内に設置する場合は、当該乳業工場の施設等と明確に区別されていること。

b 貯乳施設等の廃棄

- （a）補助対象となる貯乳施設等は、現に貯乳施設等として稼働しているもの又は前年度において貯乳施設等として稼働していたものとする。この場合、廃棄する貯乳施設等については、原則として当該貯乳施設等の全てを廃棄するものとする。
- （b）廃棄する貯乳施設等において、引き続き利用可能な施設又は設備がある場合は、整備する大型貯乳施設等に移設することができる。この場合、当該貯乳施設等の移設に係る経費も補助対象とすることができる。ただし、廃棄の経費と重複して計上できないものとする。
- （c）廃棄に係る貯乳施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、地域の貯乳施設等の再編計画（以下「貯乳施設等再編計画」という。）が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る交付金の交付決

定を受けた日までに売却して得た額を含む。)については、これを補助対象経費から控除する。補助対象経費には、貯乳施設等の廃棄後の整地(舗装等を行っていない更地に限る。)に係る経費を含めることができるものとする。

c 廃棄に係る貯乳施設等の残余財産相当額の補填

アの(キ)のbの規定を準用する。この場合、「乳業工場」は「貯乳施設等」と、「設備」は「施設又は設備」と、「定率法」は「施設にあつては定額法(所得税法施行令第120条の2第1項第2号イ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号イに規定する定額法をいう。)により、設備にあつては定率法」と、「廃棄工場」は「廃棄施設」と、「牛乳乳製品の製造」は「生乳の貯乳」と、「再編実行計画」は「貯乳施設等再編計画」と読み替えるものとする。

d 整備する大型貯乳施設等と廃棄する貯乳施設等の関係

大型貯乳施設等を整備する場合、必ず既存の貯乳施設等の廃棄を実施するものとする。

(イ) 需給調整拠点施設整備

a 補助対象となる需給調整拠点施設等は、第2の5の(3)のアの(イ)に掲げる施設等とする。

b 広域流通する生乳に対応した適切な需給調整の観点から、地域ブロック単位による一定数量の集約した余剰生乳の処理が必要であることに鑑み、処理対象生乳が複数の都道府県の区域で生産される生乳であること。ただし、北海道及び沖縄県にあつては、処理対象生乳が複数の都道府県の区域で生産される生乳であることを要しない。

c 補助対象施設又は設備が、原則として特定乳製品(畜産物の価格安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第2条第2項に規定する指定乳製品及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令(昭和40年政令第338号)第1条に規定する乳製品をいう。)の製造施設又は設備であること。

なお、付加価値の高い製品の販売促進の観点から、アイスクリーム又は発酵乳等を製造する施設又は設備も補助対象とすることができる。また、短期的な生乳の需給緩和に対応する観点から、品質保持期限が長いロングライフ牛乳の製造施設又は設備も補助対象とすることができる。

ロングライフ牛乳を除く飲用乳処理施設又は設備(以下「飲用乳処理施設等」という。)については、原則として補助対象としないが、既存の老朽化した飲用乳処理施設等の効率化、人員及び施設の稼働率の向上を図る等の観点から、既存の飲用乳処理施設等を廃棄し、特定乳製品等の製造施設又は設備を新設し、これと併せて飲用乳処理施設等を新設する場合にあつては、当該飲用乳処理施設等も補助対象とすることができる。

6 再編利用計画等の基本的考え方

(1) 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(稲、麦、大豆等)の取組

ア 再編利用計画の趣旨

複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等を有し、そのうち1つ又は複数の施設が老朽化している地域のうち、水田フル活用ビジョン等に基づき、今後、新規需要米、加工用米、麦、大豆等の大幅な増産に取り組む地域や担い手が主体となった主食用米等の戦略的販売に向け、担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与等に取り組む地域において、複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等を再編利用することにより、担い手を中心とした効率的な施設利用体制の再構築や低廉な乾燥調製サービスの提供を図ることを旨とした計画とする。

イ 再編利用計画作成主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独又は農業者の組織する団体と共同で策定するものとする。

ウ 再編利用計画の作成等

再編利用計画は別紙様式1号（穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稲、麦、大豆等）の取組用）により作成し、再編利用計画の計画期間は事業実施年度から3年間とする。

エ 再編利用計画の承認等

（ア）計画策定主体は、ウにより作成した再編利用計画を都道府県知事に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）に基づき提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

（ウ）都道府県知事は、（イ）に基づき承認した再編利用計画について、別紙様式2号により地方農政局長等に報告するものとする。

（エ）計画策定主体は、各年度の再編利用計画の取組状況報告書を別紙様式3号（穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稲、麦、大豆等）の取組用）により作成の上、翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。

（オ）都道府県知事は、（エ）に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式4号により地方農政局長等に報告するものとする。

（2）集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）の取組

ア 再編利用計画の趣旨

野菜、果樹又は花きの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設を再編利用することにより、流通コストの低減、販売単価の向上、品質分析・管理機能の向上を図ることを旨とした計画とする。

イ 再編利用計画策定主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独又は再編対象施設の受益農業従事者若しくは新たな受益農業従事者等と共同で策定するものとする。

ウ 再編利用計画の作成等

再編利用計画は別紙様式1号（集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）の取組用）により作成するものとし、再編利用計画の計画期間は3年間とする。

エ 再編利用計画の承認等

（ア）計画策定主体は、ウにより作成した再編利用計画を都道府県知事に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）により提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

（ウ）都道府県知事は、（イ）に基づき承認した再編利用計画について、別紙様式2号により地方農政局長等に報告するものとする。

（エ）計画策定主体は、各年度の再編利用計画の取組状況報告書を別紙様式3号（集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）の取組用）により作成の上、翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。

（オ）都道府県知事は、（エ）に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式4号により地方農政局長等に報告するものとする。

（3）農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組

ア 再編利用計画の趣旨

茶の計画的な生産力の強化に取り組む地域において、既存の荒茶加工施設等を再編利用することにより、効率的な施設利用体制の再構築や付加価値の高い茶の加工に適した施設利用体制の再構築を旨とした計画とする。

イ 再編利用計画策定主体

再編利用計画策定主体は、事業実施主体が単独又は農業者の組織する団体等と共同で策定するものとする。

ウ 再編利用計画の作成等

再編利用計画は別紙様式1号（農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組用）により作成するものとし、再編利用計画の計画期間は3年間とする。

エ 再編利用計画の承認等

（ア）再編利用計画策定主体は、ウにより作成した再編利用計画を都道府県知事に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）に基づき提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

（ウ）都道府県知事は、（イ）に基づき承認した再編利用計画について、別紙様式2号により地方農政局長等に報告するものとする。

（エ）再編利用計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編利用取組状況報告書を別紙様式3号（農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組用）により作成の上、再編利用計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。

（オ）都道府県知事は、（エ）に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式4号により地方農政局長等に報告するものとする。

（4）食肉等流通体制再編整備の取組

ア 再編合理化計画の趣旨

食肉等の流通・処理施設の再編に取り組む地域において、既存の食肉等流通処理施設を再編合理化することにより、効率的な施設利用体制の構築や衛生的で高度な処理体制の構築等を旨とした計画とする。

イ 再編合理化計画策定主体

再編合理化計画作成主体は、以下に掲げるいずれかとする。

（ア）事業実施主体（単独又は事業実施主体と再編対象施設の受益農業従事者若しくは新たな受益農業従事者等と共同で策定）

（イ）事業実施主体、都道府県、再編対象施設の受益農業従事者及び新たな受益農業従事者等により構成される協議会

ウ 再編合理化計画の作成等

再編合理化計画は別紙様式1号（食肉等流通体制再編整備の取組用）により作成するものとし、再編合理化計画の計画期間は3年間とする。

エ 再編合理化計画の承認等

（ア）再編合理化計画策定主体は、ウにより作成した再編合理化計画を、都道府県知事に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）に基づき提出された再編合理化計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

（ウ）都道府県知事は、（イ）に基づき承認した再編合理化計画について、別紙様式2号により地方農政局長等に報告するものとする。

（エ）再編合理化計画策定主体は、再編利用取組状況報告書を別紙様式3号（食肉等流

通体制再編整備の取組用)により作成の上、再編合理化計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。

(オ) 都道府県知事は、(エ)に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式4号により地方農政局長等に報告するものとする。

(5) 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の取組

ア 再編合理化計画の趣旨

さとうきび、てん菜、でん粉原料用いもの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の国内産糖・国内産いもでん粉工場を再編合理化することにより、施設利用体制や集荷体制の再構築に取り組み、製造コストの削減及び国内産糖・国内産いもでん粉工場の安定操業を図ることを旨とした計画とする。

イ 再編合理化計画策定主体

再編合理化計画は、事業実施主体が単独又は市町村、農業者の組織する団体、公社)、食品事業者(国内産糖又は国内産いもでん粉の製造を行う又は行おうとする者に限る。)、事業協同組合連合会又は事業協同組合と共同で策定するものとする。計画の策定に当たっては、関係各所と十分な調整、協議を行った上で作成するものとする。

なお、第1の5の(2)を実施する際においても、上記関係機関による十分な連携の元で実施するものとする。

ウ 再編合理化計画の作成等

再編合理化計画は別紙様式5号(国内産糖(国内産いもでん粉)工場再編合理化の推進用)により作成するものとし、目標年度は計画策定年度から3年度以内とする。

エ 再編合理化計画の承認等

(ア) 再編合理化計画策定主体は、ウより作成した再編合理化計画を都道府県知事に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)に基づき提出された再編合理化計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

(ウ) 都道府県知事は、(イ)に基づき承認した再編合理化計画について、別紙様式2号により地方農政局長等に報告するものとする。

(エ) 再編合理化計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編合理化取組状況報告書を別紙様式6号(国内産糖(国内産いもでん粉)工場再編合理化の推進用)により作成の上、再編合理化計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。

(オ) 都道府県知事は、(エ)に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式4号により地方農政局長等に報告するものとする。

(6) 乳業再編等整備の取組

ア 再編合理化計画の趣旨

国産の牛乳・乳製品の安定供給に取り組む地域において、貯乳施設の集約化や乳業の再編・合理化を実施することにより、生乳流通コストの低減や乳業の効率化を図ることを旨とした計画とする。

イ 再編合理化計画の作成主体

再編合理化計画は、事業実施主体が単独又は農業者の組織する団体、公社)、乳業者、事業協同組合、事業協同組合連合会等と共同で作成するものとする。この場合において、事業実施主体は、関係各所と十分な調整・協議を行うものとする。

ウ 再編合理化計画の作成等

再編合理化計画は、別紙様式第5号(乳業再編等整備の取組用)により作成するも

のとし、目標年度は計画策定年度から6年度以内とする。

エ 再編合理化計画の承認等

(ア) 再編合理化計画の作成主体は、ウにより作成した再編合理化計画を都道府県知事に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)に基づき提出された再編合理化計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

(ウ) 都道府県知事は、(イ)に基づき承認した再編合理化計画について、別紙様式2号により地方農政局長等に報告するものとする。

(エ) 再編合理化計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編合理化取組状況報告書を別紙様式6号(乳業再編等整備の取組用)により作成の上、再編合理化計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。

(オ) 都道府県知事は、(エ)に基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式4号により地方農政局長等に報告するものとする。

I-3 産地リスクの軽減

第1 取組の概要

1 地球温暖化対策（気候変動リスク軽減）の取組

気候変動や極端な気象現象のリスクを軽減し、影響を受けにくい安定的で強靱な産地づくりを促進するため、耕種作物小規模土地基盤の整備や、産地管理施設、農作物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設の整備を推進する。

2 地球温暖化対策（土壌劣化リスク軽減）の取組

地球温暖化に伴う農地土壌の物理性・化学性の悪化（地力の低下）による収量の低下等のリスク軽減を図るため、地力の強化を目的とした有機物処理・利用施設又は高度技術導入施設（ほ場内地下水位制御システム等、地力の強化に資するものに限る。）等の共同利用施設の整備及び土壌土層改良等の取組を推進する。なお、有機物処理・利用施設の整備にあつては、稲わらすき込みから堆肥施用への転換を促進することにより、地力の強化とあわせて土壌由来の温室効果ガスの排出量の削減を図る取組を含むものとする。

3 資材高騰等のリスク軽減の取組

原料の多くを海外に依存している肥料等の生産資材の価格高騰等に対応し、持続的な産地を形成するために必要な産地管理施設、生産技術高度化施設、有機物処理・利用施設等の整備を推進する。

4 環境保全（小規模公害防除）の取組

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）等に基づく小規模公害防除を目的とした土壌土層改良等の取組を推進する。

5 環境保全（農業廃棄物の再生処理）の取組

資源の有効利用の観点から、園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を目的とした農業廃棄物処理施設の整備を推進する。

6 病虫害まん延防止対策の取組

ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウの被害のまん延を防止し、持続的な産地を形成するために必要な産地管理施設、農産物被害防止施設、種子種苗生産関連施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設の整備を推進する。

第2 取組の実施基準

1. 事業の実施基準

（1）事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。

（2）事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、「強い農業づくり交付金の配分基準について」（平成17年4月1日付け16生産第8451号農林水産省大臣官房国際部長、農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長通知。以下「配分基準通知」という。）に定めた成果目標の達成のための推進活動が行われているものとする。

（3）交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

（4）事業実施主体は、要綱第11の6に関わらず、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、

整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

- (5) 産地基幹施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- (6) 受益農業従事者が、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合、新たに参加者を募ること等により、5名以上になるよう努めるものとする。
- (7) 都道府県知事は、要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実施した結果、本事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（ア又はイに掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式第2号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

イ 油糧作物処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

- (8) 産地基幹施設の整備は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数が概ね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (9) 産地基幹施設の整備において、既存施設の代替として同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新。）は、交付の対象外とする。
- (10) 産地基幹施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とする。
- (11) 産地基幹施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、農業者の産地基幹施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の産地基幹施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- (12) 産地基幹施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模となるよう次に掲げる事項に留意するものとする。
 - ア 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。
 - イ 必要に応じ、産地基幹施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、油糧作物の処理加工に当たっては、油糧作物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。
- (13) 産地基幹施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、要綱及び本要領に定めがないものについては、交付の対象外とする。
- (14) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として産地基幹施設を整備する場合につい

ては、次によるものとする。

ア 貸し付けの方法、貸し付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合であっても同様とする。

イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、土地改良区及び特認団体のうち2の（3）のアに定める団体に限るものとする。

ウ 当該施設の受益農業従事者数は5名以上とする。

エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合、原則として、「事業実施主体負担（事業費一交付金）／当該施設の耐用年数×年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(15) 果樹について、当該都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済引き受けが行われている場合にあっては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれること。

また、野菜、果樹又は花きについて、共済引受対象となる生産技術高度化施設を整備する場合にあっては、園芸施設共済への加入が確実と見込まれること。

(16) 環境保全（小規模公害防除）の取組は、次のいずれかに該当する地域において実施できるものとする。

ア 農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。以下同じ。）であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画（以下「農用地土壌汚染対策計画」という。）を策定している地域

イ 「カドミウムによる環境汚染暫定対策要領」（昭和44年9月11日付け環公第9098号厚生省環境衛生局長通知）3の3-2に掲げるカドミウム環境汚染要観察地域であって、農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

ウ 公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）別表第2第2号に掲げる地域等であって、農用地土壌汚染計画に準じた計画を策定している地域

(17) 本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

2 事業実施主体

(1) 次に掲げる者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していなければならないものとする。

ア 農事組合法人

イ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

ウ 特定農業団体

エ その他農業者の組織する団体

オ 事業協同組合

カ 事業協同組合連合会

(2) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の3の（11）の民間事業者は、資材高騰等のリスク軽減の取組のうち地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を目的とした地域資源肥料化処理施設の整備を行い、地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源を除く。た

だし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）
由来の肥料を生産し、又は、生産しようとする者で、地区内の農業者に供給している、又は供給することが確実である者とする。

(3) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の3の(12)の「特認団体」とは、次のとおりとする。

ア 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体。

3 交付率

(1) 要綱別表1のIの交付率の欄の3のただし書の生産局長等が別に定める場合は、対象作物がさとうきび及びパイナップルの場合とし、交付率を事業費の10分の6以内とする。

(2) 要綱別表1のIの交付率の欄の3のただし書の生産局長等が別に定める場合は、農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対象地域であって、農用地土壌汚染対策計画に基づき環境保全(小規模公害防除)の取組を実施する場合とし、交付率を事業費の20分の11とする。

4 採択要件

(1) 要綱第3の4の(1)の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は配分基準通知の別表1-1-③及び1-2-③において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。

(2) 要綱別表1のIの採択要件の欄の3の(1)の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、受益農業従事者数が3名以上であれば、事業実施主体として認めることができる。

(3) 産地基幹施設の整備に係る上限事業費

要綱別表1のIのメニュー欄の3のうち次に掲げる産地基幹施設の整備にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象することができるものとする。

産地基幹施設等の整備の内容		上限事業費
農作物被害防止施設	防霜施設	6,400千円/ha
	防風施設	41,970千円/ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス(軒高が3.5m以上のものを除く。)	33千円/m ²
	ほ場内地下水位制御システム	3,000千円/ha
有機物処理・利用施設	堆肥等生産施設	計画処理量1トンにつき480千円

(注) 施設の整備に係る上限事業費については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は対象としない。

- (4) 要綱別表1のIの採択要件の欄の3の(3)の生産局長等が別に定める場合とは、環境保全(小規模公害防除)を実施する場合とする。

ただし、I-3の第2の1の(16)の地域において実施する土壌土層改良と併せて行う、同地域の区域外で実施する農道整備、ほ場整備(区画整理及びこれに付帯する事業をいう。)及びかんがい用排水施設の新設又は改修については、費用対効果の算定を行うものとする。

- (5) 要綱別表1のIの採択要件の欄の3の(4)に定める総事業費に満たない場合であっても、要綱第3の6に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めた場合(都道府県知事は理由書を作成し、要綱第4の2に定める都道府県計画の成果目標の妥当性と併せて協議を行うものとする。)にあつては、当該事業を実施できるものとする。

- (6) 要綱別表1のIの採択要件の欄の3の(5)の生産局長等が別に定める女性の参画促進に資する産地基幹施設とは、施設のうち油糧作物処理加工施設とし、以下の事項を全て満たすものに限る。

ア 女性の行う農産物加工活動に必要となる施設であり、女性の農業経営への参画促進等に資するものであること。

イ 受益農業従事者の過半を女性農業者が占め、かつ、受益農業従事者又は事業実施主体の代表者が女性であること。なお、この場合の女性農業者とは、女性認定農業者、家族経営協定を締結するなど農業経営に参画している者及び1年間に60日以上農業(農作物加工活動も含む。)に従事している者とする。

5 産地基幹施設の基準

要綱別表1のIのメニューの欄の3については下表のとおりとする。

なお、次に掲げるものは産地基幹施設の整備に係る交付金交付の対象外とする。

- ① フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。)
- ② パレット
- ③ コンテナ(プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。)
- ④ 可搬式コンベヤ(当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。)
- ⑤ 作業台(土壌分析用等に用いる実験台を除く。)
- ⑥ 育芽箱
- ⑦ 運搬台車
- ⑧ 可搬式計量器(電子天秤を除く。)
- ⑨ ざ桑機
- ⑩ 自動毛羽取機

産地基幹施設等	補助対象基準
耕種作物小規模 土地基盤整備	・受益面積は、原則として1ヘクタール以上5ヘクタール未満とする。ただし、環境保全(小規模公害防除)の受益面積は、10ヘクタール未満とする。 ・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。 ・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施行を推進するものとする。

	・用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年3月23日付け農地第251号（設）農林省農地局長通知）を準用するものとする。 ・耕作道等を整備する場合にあつては、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」（平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知）に準ずるものとする。
ほ場整備	
暗きょ施工	
土壌土層改良	・浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培、混層耕等を実施できるものとする。水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。 ・土壌土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められる農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに付帯する事業をいう。）及び暗きょ施工を実施できるものとする。 また、土壌土層改良のうち、土地改良事業において、助成対象とならない石れき除去、地域水田農業ビジョンに基づき施策を実施する場合以外の浅層排水及び心土肥培にあつては、5ヘクタール以上の事業規模についても実施できるものとする。 ・環境保全（小規模公害防除）については、土壌土層改良に加え、次に掲げる事業も実施できるものとする。 - a ため池、頭首工、揚水機、水路、集水きょその他水源を転換するための施設の新設又は改修 - b かんがい用水排水施設の新設又は改修 - c 農用地間の地目変換のための事業
農産物処理加工施設	・病虫害まん延防止対策に必要な施設とする。 ・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。ただし、第2の4の（6）に定める女性の参画促進に資する施設の場合は、この限りではない。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 また、原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。 ・処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売施設を整備できることとし、農産物自動販売機も整備できるものとする。 ・都道府県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。品質の安定等の観点から、特に必

	要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。 加工施設とは、コロツケ製造機、食品加工機、脱皮機、浸漬機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、攪拌機、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	- 病害虫まん延防止対策に必要な施設とする。 - 農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 - 市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 - 消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 - 都道府県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。
集出荷施設	糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあつては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	
貯蔵施設	品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。
選別、調製及	消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コー

び包装施設	ド等を品物に添付する施設を整備することができる。
青果物流通拠点施設	・ 青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配のすべて又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。
残さ等処理施設	
附帯施設	
産地管理施設	・ 地球温暖化対策（気候変動リスク低減）、資材高騰等のリスク軽減及び病虫害まん延防止対策に必要な品質、土壌、気象、環境等に係る情報収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。 なお、資材高騰等のリスク軽減については、土壌診断結果や減肥基準等に基づき施肥設計の見直しを行うことにより施肥の省力化や肥料使用量の適正化を図るなど、産地の資材高騰等のリスク軽減体制が整備されることが確実なものに限るものとする。
分析診断施設	・ 土壌診断、水質分析、作物生育（栄養）診断、病虫害発生モニタリング及び診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等分析、生産管理等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。
附帯施設	
用土等供給施設	・ 育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。
土壌機能増進 資材製造施設	・ 土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	・ 農業生産における気候変動や極端な気象現象による被害の軽減及び病虫害まん延防止対策に必要な施設とする。
防霜施設	・ 受電施設は含まないものとする。 ・ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
防風施設	・ 受電施設は含まないものとする。 ・ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
病虫害防除施設	・ 害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	・ 農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処	

理施設 農薬廃液処理施設 附帯施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
生産技術高度化施設	・農作物の栽培等生産の高度化を支援するために必要な施設及び電気料金の上昇リスクの低減に資するための施設を整備できるものとする。 ・低コスト耐候性ハウスを整備する場合に当たっては、受益農業従事者は以下の内容をすべて実施することとする。 なお、(a)から(c)までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、(a)については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、(b)については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、(c)については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。 (a) 栽培管理作業の共同化 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。 (b) 資材の共同購入 肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。 (c) 共同出荷 出荷に際しては、共同で行うこととする。 (d) 所有の明確化 当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。 (e) 管理運営 当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。 ・当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼育する場合は、野外への逃亡防止等に万全を期すこと。 ・地球温暖化対策（土壌劣化リスク軽減）及び資材高騰等のリスク軽減を実施する場合にあっては、高度技術導入施設及び附帯施設を整備できるものとする。
低コスト耐候性ハウス	・50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70パーセント以下の価格であるものとする。 ・なお、当該施設を導入する場合は、第2の4の（4）に定める面積にかかわらず、設置できるものとし、その設置実面積が500平方メートル以上のものとする。 ・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装

	置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。 ・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。 ・事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。 ・設置に当たっては、地域の立地条件等を考慮して、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができる。 ・都道府県知事が、地域の立地条件等を考慮して、特に必要と認める場合は、地域内において当該施設を分けて設置することができる。
高度技術導入施設	・施設園芸栽培技術高度化施設、ほ場内地下水位制御システム、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設等を整備できるものとする。 ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する鉄骨（アルミ骨を含む）ハウス又は建物と一体的に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設とする。 なお、施設園芸栽培技術高度化施設を導入する場合は、第2の4の（4）に定める面積にかかわらず設置できるものとする。 ・地球温暖化対策（土壌劣化リスク軽減）を実施する場合にあっては、ほ場内地下水位制御システム等地力の強化に資するものに限るものとする。 ・資材高騰等のリスク軽減を実施する場合にあっては、電気料金の上昇リスクの軽減に資する受変電施設、集中管理棟、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、炭酸ガス発生装置、加温装置、細霧冷房施設及び脱石油型エネルギー供給施設を整備できるものとする。 ・「脱石油型エネルギー供給施設」とは、園芸施設への電気・熱等のエネルギーの供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。
栽培管理支援施設	・品質向上を図るため、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とする。

附帯施設	
種子種苗生産関連施設	
種子種苗処理調製施設	・病害虫まん延防止対策に必要な施設とする。 ・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調整後の種子の消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産工程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置を整備できるものとする。
附帯施設	
有機物処理・利用施設	・堆肥等の製造に必要な施設とする。ただし、資材高騰等のリスク軽減を実施する場合にあっては、資材高騰等のリスク軽減体制が整備されることが確実なものに限るものとする。 ・適正な品質の堆肥製造に必要な発酵条件の設定に時間がかかるなど、やむを得ない事情により都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、目標年度を当初の目標年度の翌年度とすることができる。 ・地球温暖化対策（土壌劣化リスク軽減）を実施する場合にあっては、堆肥等生産施設、堆肥流通施設及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。 ・資材高騰等のリスク軽減を実施する場合にあっては、堆肥等生産施設、堆肥流通施設、堆肥発酵熟等利用施設、地域資源肥料化処理施設及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
堆肥等生産施設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備できるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む。）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 ・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 (a) 製造された堆肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8

	日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知) (土壌 1 キログラムにつき亜鉛120ミリグラム以下) に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
堆肥流通施設	・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。
堆肥発酵熱等利用施設	・有機物供給施設により排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて I の産地収益力強化で規定されている省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。
地域資源肥料化処理施設	・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源を除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる方法で処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設や装置（堆肥ペレット化装置等）とする。ただし、当該施設や装置を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40パーセント未満の場合に限る。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 (a) 製造された肥料は、肥料取締法に基づく昭和 61年 2月22日農林水産省告示第284号に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（土壌 1 キログラムにつき亜鉛120ミリグラム以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
附帯施設	
油糧作物処理加工施設	・ナタネ油等油糧作物の種子等から搾油し、食用油を販売するまでに必要な施設及び搾油に伴い発生する油かす等の副産物を販売するまでに必要な施設に限り整備するものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとするが、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯蔵施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	

	附帯施設	
バイオディーゼル燃料 製造供給施設		・バイオディーゼル燃料の製造及び供給に必要な施設とする。
	原料受入施設	・バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油を受け入れ、貯留を行う施設とする。
	燃料製造施設	・廃食油をバイオディーゼル燃料に変換する施設並びに投入副資材及び副生反応物を処理及び貯留する施設とし、事業の目的を達することができる品質のバイオディーゼル燃料を製造することが見込まれる施設とする。
	燃料貯蔵供給施設	・製造したバイオディーゼル燃料を貯蔵及び供給する施設とする。
	附帯施設	

Ⅱ 食品流通の合理化を目的とする取組

卸売市場施設整備の推進

第1 取組の概要

1 中央卸売市場施設整備の取組

卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第5条に定める中央卸売市場整備計画（以下「中央卸売市場整備計画」という。）に即して計画的に実施する施設の改良、造成又は取得（以下「整備」という。）に対し支援。

2 卸売市場再編促進施設整備の取組

中央卸売市場から転換した地方卸売市場が実施する施設の整備や他の卸売市場との連携に係る共同集出荷施設の整備、廃止卸売市場における施設の撤去に対し支援。

3 卸売市場活性化等事業の取組

(1) P F I 推進の取組

P F I 法の適用を受けて実施する卸売市場の施設の整備に対し支援。

(2) 卸売市場活性化推進の取組

事業協同組合等が実施する卸売市場の機能の強化等に資する施設の整備に対し支援。

4 地方卸売市場施設整備の取組

地方卸売市場が地域拠点市場として取り組む他の卸売市場との統合・連携若しくは産地・実需者との連携に必要な施設の整備又は輸出促進に向けた取組を行う卸売市場の施設の整備に対し支援。

5 卸売市場耐震化施設整備の取組

既存卸売市場における地震に係る災害の未然防止や被害の軽減等に必要な耐震化のための施設の整備に対し支援。

第2 採択要件に関する留意事項

要綱別表1のⅡの採択要件の欄の（1）の成果目標については、達成すべき成果目標のいずれか2つまでを選択することができる。

第3 取組の実施基準等

整備事業

1 実施方法及び施設に関する共通基準

(1) P F I 事業の活用

中央卸売市場整備計画に基づき開設者が施設の整備を実施する場合又は地方公共団体が事業実施主体となる地方卸売市場の施設の整備を実施する場合であって、以下の要件のすべてに該当するときは、原則としてP F I 事業の活用を図るものとする。

ア 当該施設の整備に要する工事費が10億円以上であること。

イ 当該施設の整備が既存の建造物に併設するものでないこと。

(2) 品質管理高度化施設の整備

水産物又は食肉を扱う卸売市場で、売場施設、貯蔵・保管施設、食肉関連施設

又は加工処理高度化施設を新設する場合においては、施設等について、以下の要件を満たすものとする。市場関係事業者による単独整備を併せて実施する場合も、同様とする。

ア 閉鎖型の構造となっており、かつ、専用の搬入・搬出口及び取扱品目に応じた空調・換気機能を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。

イ 加工処理高度化施設においては、加工内容に応じた温度管理機能及び清浄度別の区画が設けられていること。

ウ 利用規程において、次に掲げる事項が施設の内容に応じて規定されていること。

(ア) 施設の取扱品目

(イ) 主要な物品ごとの荷受け、陳列、保管、加工、運搬、清掃等の主要な作業手順及び内容に関する事項（運搬の作業手順及び内容には、当該施設内において利用できる運搬車輛に関する事項を含む。）

(ウ) 施設の設定温度と温度管理に関する事項

(エ) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

(オ) その他必要な事項

エ 各施設は、上記に定める事項のほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）の基準を満たしていること。

2 事業実施に関する共通事項

(1) 整備の方針

市場法第4条に定める卸売市場整備基本方針（以下「整備基本方針」という。）第1の2に掲げる経営戦略を確立するための経営展望（以下「経営展望」という。）に即した整備等に努めるものとする。

(2) 中央卸売市場の再編との整合

中央卸売市場整備計画位置づけられた再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場（以下「再編推進市場」という。）のうち、取り組む再編措置の内容が「検討中」とされているものについては、当該再編措置の内容が明記されるまでの間、交付の対象外とする。

また、再編推進市場のうち、一部の部類のみが卸売市場整備基本方針に定める再編基準に該当するものについては、中央卸売市場整備計画に取り組む再編措置の内容が明記されるまでの間、当該取扱品目の部類に係る施設を交付の対象外とする。

ただし、中央卸売市場の管理運営に係る施設の整備については、係る再編措置の内容が中央卸売市場整備計画に明記されるまでの間、再編基準に該当する部類と該当しない部類のそれぞれの取扱金額をもって、交付の対象となる経費を算定することとする。

なお、天災等により施設が被災した場合であって、円滑な市場取引を確保する上で速やかな施設の整備が必要と認められるときは、この限りではない。

(3) 施設の整備規模

ア 施設の整備規模については、卸売市場整備基本方針に定める卸売市場施設規模算定基準（以下「算定基準」という。）等に基づく規模（以下「必要規模」という。）の算定を行い、原則として必要規模の範囲内で設定することとする。

ただし、必要規模の算定根拠を踏まえ、整備規模が必要規模を超える合理的な理由があり、当該理由が明確にされている場合はこの限りではない。

イ 整備規模、必要規模及びその算定根拠並びに整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由については、成果目標の妥当性について都道府県知事が地方農政局長等と協議を行う際、備考欄に付記することとする。

(4) 第1の取組に要する経費に係る交付対象施設及び交付率は次のとおりとする。

ア 中央卸売市場施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率		
	中央卸売市場整備計画に基づいて実施する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場の施設の整備に要する経費 (2) 既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、次に掲げるすべての条件に該当するもの(以下「大規模増改築」という。)に要する経費 ア 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装(以下「売場施設等」という。)を主体とした増改築であること。 イ 当該増改築に係る売場施設等の工事が、当該増改築を着手した日の属する年度の前年度末における売場施設等の建築延べ面積(売場施設等が2階部分以上にわたるものであるときは、当該2階部分以上についての延べ床面積を加えるものとする。)の2分の1以上又は20,000平方メートル以上に相当するものとなるものであること。 ウ 当該増改築を着手した日の属する年度以降、事業実施計画に即した事業内容につき継続的に実施するものであること。		中央卸売市場整備計画に基づいて実施する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要するもの
	以下の卸売市場に係るもの (1) 統合を目的として整備を実施する卸売市場 (2) 連携を目的として整備を実施する卸売市場 (3) 食肉を主たる取扱品目とする卸売市場	左記以外の卸売市場に係るもの	
売場施設(大規模に温度管理機能を付与するものであって、取扱物品の品質管理高度化を図るもの)	4/10以内	4/10以内	1/3以内
(大規模に温度管理機能を付与するもの) (上記以外のもの)	4/10以内 1/3以内	1/3以内 1/3以内	1/3以内 1/3以内
貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るものであって、取扱物品の品質管理の高度化を図るもの)	4/10以内	4/10以内	1/3以内
(上記以外の高度化・強化を図るもの)	1/3以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設(大規模市場におけるもの)	4/10以内	1/3以内	1/3以内
(上記以外のもの)	1/3以内	1/3以内	-

構内結装	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るものであって、取扱物品の品質管理の高度化を図るもの）	4/10以内	4/10以内	1/3以内
（上記以外の高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るものであって、取扱物品の品質管理の高度化を図るもの）	4/10以内	4/10以内	1/3以内
（上記以外の高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設（高度化・強化を図るものであって、取扱物品の品質管理の高度化を図るもの）	4/10以内	4/10以内	1/3以内
（上記以外の高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内	1/3以内
情報処理施設（大規模市場におけるもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内
（上記以外のもの）	1/3以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	1/3以内	－
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設（取扱物品の品質管理の高度化を図るもの）	4/10以内	4/10以内	1/3以内
（上記以外のもの）	1/3以内	1/3以内	1/3以内
選果・選別施設（取扱物品の品質管理の高度化を図るもの）	4/10以内	4/10以内	1/3以内
（上記以外のもの）	1/3以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	1/3以内	－
附帯施設	1/3以内	1/3以内	－
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内

イ 卸売市場再編促進施設整備の取組

（ア）地方卸売市場への転換に係る取組

交付対象施設	交 付 率	
	都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場の施設の整備に要する経費	
	中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施する施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの （１）新たに設置する卸売市場の施設の整備に要する経費 （２）既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、大規模増改築に要する経費	中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施する施設の整備に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要する経費に係るもの
売場施設（大規模に温度管理機能を付与するものであって、取扱物品の品質管理の高度化を図るもの）	4/10以内	4/10以内
（上記以外のもの）	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るものであって、取扱物品の品質管理の高度化を図るもの）	4/10以内	1/3以内
（上記以外の高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内